

(答申第23号)

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求人が開示を求める保有個人情報、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第221条に規定する領置を受けたことを前提として作成されたものである場合には、岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成23年12月20日付けで、実施機関に対し、「平成23年12月20日午前10時頃、警官2名で私の表示板を不当に持ち去った経緯と同じく前に同じ行為を行った多数回の経緯記録等これに関わる総てのもの」に記載された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する個人情報に該当するため、条例第27条第1項の規定により、開示請求が適用されない個人情報に該当するとして個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年2月2日付け捜一第572号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成24年2月4日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示する旨の裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

本件保有個人情報は、私自身の情報だから開示して当たり前である。また、法律の趣旨は開示が原則である。

警察が私の表示板を持ち去ったことは極めて不当、悪質であり、衆目の集まる場所での

不当行為であるため、明快な理由を知りたい。

第4 諮問庁の主張

諮問庁が非開示決定理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件保有個人情報、特定事件における捜査活動において、審査請求人が刑訴法に規定する領置を受けたことを前提として作成されたものであり、法第45条第1項に規定する「司法警察職員が行う処分」に係る保有個人情報に該当する。

法第45条第1項は「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に限る。）については、開示請求を適用しない」と規定している。

その趣旨は、同項に規定する保有個人情報が、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求の対象とすると前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上の問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからであるとされている。

そして、ここにいう「司法警察職員が行う処分」の意義については、刑訴法第189条第1項で「警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。」とし、同条第2項で「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定していることから、刑事事件等について、法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動を指すと解される。

そして、司法警察職員が行う領置は、刑訴法第221条に規定する領置という捜査活動の一環であり、司法警察職員が刑事事件等について法令等の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動であり、これが「司法警察職員が行う処分」に該当することは明らかである。

したがって、本件保有個人情報は、特定事件における捜査活動において、審査請求人が刑訴法に規定する領置を受けたことを前提として作成されたものであるから、法第45条第1項に規定する「司法警察職員が行う処分」に係る保有個人情報に該当し、条例第27条第1項の規定により開示請求手続の適用除外となることは明らかである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件保有個人情報が自己の情報であること及び警察の極めて不当、悪質な件であり明快な理由を知りたい旨を主張する。しかしながら、法第45条第1項の趣旨

からすれば、たとえ本人による自己情報の開示請求であっても、「司法警察職員が行う処分」に係る保有個人情報の開示請求については、当該保有個人情報の存否にかかわらず、一律に開示請求手続は適用除外とすべきであるから、審査請求人の主張は失当である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 適用除外の趣旨について

(1) 法第45条第1項の趣旨について

自己の個人情報の開示請求であっても、例えば、事業者が、採用予定者の前科の有無の確認やその内容を確認する目的で採用予定者本人に開示請求をさせる場合など、立場の弱い本人を介した前歴チェックに利用される可能性がある。よって、個人の権利利益を厳重に保護するため、法第45条第1項に規定する保有個人情報は、開示請求の適用除外であることを予め明白に示しておくことがその趣旨であると解せられる。

(2) 条例第27条第1項の趣旨について

個人の権利利益を厳重に保護するという、法第45条第1項の趣旨を具体的に実行する観点から、条例第27条第1項は、県の実施機関が保有する個人情報の開示請求においても、法令の規定により適用除外とされている保有個人情報については、同様に適用除外としている。

2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が、条例第27条第1項の規定により、開示請求が適用されない個人情報に該当するとして非開示とした本件処分の妥当性については、以下のとおり判断する。

(1) 条例第27条第1項の該当性について

前述のとおり、条例第27条第1項は、法令の規定により開示請求が適用除外とされている保有個人情報については、同様に適用除外としている。よって、本件処分の妥当性について判断するに当たっては、本件保有個人情報が、法令の規定により適用除外とされている保有個人情報に該当するか否かを判断する必要がある。

法第45条第1項の規定により開示請求が適用されないこととされている要件のうち、「司法警察職員が行う処分」とは、刑訴法第189条第1項において「警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。」と規定しており、また、同条第2項において「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定していることから、刑事事件等において、法令の規定に基づき公権力を行使用して行う捜査活動を指すと解される。

そして、刑訴法第221条において「司法警察職員は、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。」と規定していることから、領置は、司法警察職員が刑事事件等につ

いて法令等の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動であり、司法警察職員が行う処分に該当すると認められる。

よって、本件保有個人情報、司法警察職員が行う処分に係るものであり、法第45条第1項の規定により適用除外とされている保有個人情報であるから、条例第27条第1項の規定により、開示請求が適用されない保有個人情報に該当する。

(2) 自己情報の開示請求に係る条例第27条第1項の適用について

審査請求人は、本件保有個人情報が自己の情報である旨及び法律の趣旨は開示が原則である旨を主張する。しかしながら、法第45条第1項の規定に規定する保有個人情報については、上記1(1)のとおり、個人の権利利益を嚴重に保護する観点から、たとえ、自己の個人情報の開示請求であっても、開示請求の適用除外としているのであるから、審査請求人の主張は採用することはできない。

(3) 以上により、本件保有個人情報が、刑訴法第221条に規定する領置を受けたことを前提として作成されたものである場合には、自己の個人情報の開示請求であっても、条例第27条第1項の規定により開示請求の適用除外に該当すると認められる。

よって、実施機関が行った非開示決定は妥当であると判断する。

3 その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、実施機関の行為の不当性について種々主張するが、当審査会は、本件開示請求に係る実施機関の決定の是非を判断するものであり、実施機関の行為についてその正当性・不当性を判断するものではない。また、審査請求人は、実施機関の行為が、衆目の集まる場所での不当行為であるため、明快な理由を知りたい旨を主張する。しかしながら、上記1(1)及び(2)に掲げる法及び条例の適用除外の趣旨を鑑みれば、明快な理由を知りたいという主張があっても、当該適用除外の規定を適用すべきであり、審査請求人の当該主張は採用することができない。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成24年2月29日	諮問庁から諮問を受けた。
平成24年3月21日	諮問庁から非開示決定等理由説明書を受領した。
平成24年3月22日	審査請求人に非開示決定等理由説明書を送付した。
平成24年4月9日	審査請求人から非開示決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成24年4月12日	諮問庁に非開示決定等理由説明書に対する意見書を送付した。

平成24年 5 月 23 日 (第41回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成24年 6 月 14 日 (第42回審査会)	諮問庁から口頭意見陳述を受けた。 審査請求人から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成24年 8 月 2 日 (第43回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)